災害時におけるステンレスタンク等の資機材調達及び技術支援等に関する協定書

国土交通省中部地方整備局長（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ステンレスタンク工業会代表理事（以下「乙」という。）は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合におけるステンレスタンク等の資機材調達及び技術支援等（以下「業務等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、地震・豪雨等の異常な自然現象または大規模な事故等による被害（以下、災害という。）が発生、又は発生する恐れがある場合に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の実施範囲）

第２条　業務等の実施範囲・対象施設は、次のとおりとする。なお、業務等の要請は、被災地の状況等を踏まえ甲と乙が調整の上、実施するものとする。

１　甲が管理若しくは工事中の公共土木施設等（以下「所管施設等」という。）における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所

２　甲の管内に位置する地方公共団体又は地方公営企業の所管施設等における災害発生又は災害が発生するおそれがある箇所

３　前二号に掲げるもののほか、大規模災害が発生した場合に甲が要請する国内における甲の管外の災害発生箇所（甲の管外に位置する地方公共団体又は地方公営企業の所管施設等を含む。）

（業務等の実施内容）

第３条　甲は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に必要と認めるときは、乙に業務等を要請できるものとする。なお、要請の内容及び手順等については、別途甲及び乙が協議の上あらかじめ定めておくものとする。なお、中部地方整備局管内の地方公共団体の長又は地方公営企業の管理者又は公益社団法人日本水道協会等（以下「地方公共団体等」という。）の求めに応じ、甲が要請した場合にも適用できるものとする。

２　乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに会員の情報及び資機材の在庫情報等を収集し、甲に報告するものとする。

３　甲若しくは甲の事務所等の長は、前項の規定により報告された会員の情報により、業務等を実施する乙の会員を特定し、出動を要請するものとする。

４　甲若しくは甲の事務所等の長は、前項の規定により出動を要請する乙の会員を特定した場合は、その内容を乙に通知するものとする。

５　甲若しくは甲の事務所等の長は、前項の規定により報告される資機材の在庫情報等により、乙に業務等の具体的な内容を指示するものとする。

６　乙は、前項の規定により業務等の要請を受けたときは、速やかに甲又は地方公共団体等の要請を実施するものとする。

７　乙は、第１項の規定により甲又は地方公共団体等から要請を受けたときは、特別な理由がない限りこれに応じるものとする。

（業務等の実施体制）

第４条　甲及び乙は、緊急時の連絡体制（乙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。また、変更が生じた場合は速やかに共有するものとする。

２　乙は、会員への連絡体制及び会員が有する技術者、運搬車両、資機材材等（以下「技術者及び資機材等」という。）の数量を把握し、協定締結後、速やかに甲に報告するものとする。なお、本協定の有効期間を延長した場合、乙は、技術者及び資機材等について速やかに報告するものとする。

３　乙は、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において迅速に業務等ができるよう、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

（本協定の効力）

第５条　本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は地方公共団体等と乙又は乙の会員が締結する同じ目的の協定を妨げるものではない。

（地方公共団体等からの要請）

第６条　甲は、管内の地方公共団体等から甲に業務等の要請があったときは、乙に第３条に基づく業務実施の要請の他、地方公共団体等との契約による業務実施を打診することができる。

２　甲は、被災状況に応じて、第１項に関わらず、被災地方公共団体等の位置する整備局等と調整の上、管外の地方公共団体等からの要請を受けたときは、乙に地方公共団体等との契約による業務実施を打診することができる。

３　乙は、前２項の規定により甲から打診を受けたときは、可能な範囲でこれに応じるものとする。

（契約の締結）

第７条　甲若しくは甲の事務所等の長は、第３条の規定により乙の会員に業務等を要請したときは、遅滞なく、当該会員と業務等の内容に係る契約を締結するものとする。

２　乙は、契約締結にあたっては、労災保険に加え、本協定に基づき業務等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償及び第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するため、適切な保険契約を締結するよう努めるものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、協定を締結した日から令和９年３月３１日までの期間とする。ただし、期間満了の１箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に１年間継続するものとし、当該継続期間が満了するときも同様とする。

２　本協定締結後、甲乙いずれかの申出により甲乙協議の上、本協定は廃止できるものとする。なお、申出の時期は廃止する期日の１箇月以前とする。

（損害の負担）

第９条　乙又は乙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員若しくは資機材等に損害が生じた場合、その事実の発生後、遅滞なく、その状況を書面により当該業務等を指示した機関に報告するとともに、その損害の負担については、契約書の規定によるものとする。

２　第６条の規定により、甲が地方公共団体等からの要請により、乙に要請した業務等については、乙又は乙の会員は当該業務等を必要とした地方公共団体等と協議して定めるものとする。

（広報活動及び被災地での円滑な活動等の推進）

第１０条　甲は、本協定に基づき乙又は乙の会員が実施する業務等の円滑な遂行およびその重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、乙及び乙の会員と連携しつつ広報活動及び啓発活動の充実等の取組を実施するよう努めるものとする。

２　本協定を用いた甲の要請に基づき活動する場合には、乙又は乙の会員はTEC-FORCEパートナーとして活動し、被災地において広報や業務等の円滑な実施のため、統一的な衣類の着用等の取組を実施するよう努めるものとする。

（その他）

第１１条　本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書２通を作成し、それぞれ甲及び乙が捺印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年３月４日

甲　　国土交通省中部地方整備局
局　　長　　森本　輝

乙　　一般社団法人　日本ステンレスタンク工業会
代表理事　　松久　浩幸